

医科点数表第2章第10部手術の通則5（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）
及び6に掲げる手術【手術実績】

集計期間: 2025年(令7年)1月 ~ 2025年(令7年)12月

区分	手術分類		件数
区分1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	229
	イ	黄斑下手術等	984
	ウ	鼓室形成手術等	39
	エ	肺悪性腫瘍手術等	17
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	376
区分2	ア	靭帯断裂形成手術等	115
	イ	水頭症手術等	80
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	9
	エ	尿道形成手術等	18
	オ	角膜移植術	19
	カ	肝切除術等	216
	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	33
区分3	ア	上顎骨形成術等	6
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	50
	ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	60
	エ	母指化手術等	32
	オ	内反足手術等	0
	カ	食道切除再建術等	10
	キ	同種死体腎移植術等	0
区分4	—	胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術（通則4に掲げる手術を除く。）	1102
区分その他	ア	人工関節置換術	289
	イ	乳児外科施設基準対象手術	3
	ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	100
	エ	冠動脈・大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。） 及び体外循環を要する手術	315
		経皮的冠動脈形成術	
		急性心筋梗塞に対するもの	36
		不安定狭心症に対するもの	1
	その他のもの	4	
	オ	経皮的冠動脈粥腫切除術	1
	経皮的冠動脈ステント留置術		
	急性心筋梗塞に対するもの	1	
	不安定狭心症に対するもの	55	
	その他のもの	167	